

薬 発 第 634 号

昭和49年7月16日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要
とする有効成分等の範囲について
—その12（通知）

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日付け薬発第1179号をもつて通知したところであるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和49年10月5日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分を含有するもの。ただし、循環器官用剤については外用剤を除き、眼科・耳鼻科用剤については、眼科・耳鼻科領域の外用剤に限る。

循環器官用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) 亜硝酸アミル

亜硝酸エチル

亜硝酸ナトリウム

四硝酸ペンタエリトリット

トシル酸イトラミン

二硝酸イソソルバイド

ニトログリセリン

プロパチルニトレート

リン酸トロールニトレート (トリエタノールアミントリニトレート)

(2) エフロキセート

ジピリダモール

トリメタジジン

ナイリドリン (ブフェリン)

ブレニルアミン

カルボクロメン

バラバミール (イプロベラトリール)

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標榜するものを含む。

眼科・耳鼻科用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アトロピン

エピネフリン

シクロペントレート

トロピカミド
ノルエピネフリン

- (2) エチルパラニトロフェニルエチルホスホネイト
カルバコール
臭化デメカリニウム
ヨウ化エコチオフエイト

- (3) アスコルビン酸
シアノコバラミン
ビタミン A
フラビンアデニンジヌクレオチド

- (4) μ -ヒドロキシ-ピリド (3,2- α)-5-フェノキサゾン
...-3-カルボン酸
5,1,2-ジヒドロアザベンタセンジスルホン酸

- (5) クロルヘキシジン
テゴ-5/
ポリミキシシン B
モロキシジン
イドクスウリジン

泌尿生殖器官用剤

次に掲げるもの又はその塩類

- (1) バツカクアルカロイド
エルゴタミン
エルゴメトリン
メチルエルゴメトリン

(2) キニーネ

グラビトール

塩化コタルニン

ジエチルアミノエトキシアリルベンズアルデヒド

スパルテイン

トリブタミン

ヒドロコタルニン

(3) 2- (3, 4-ジオキシフェニル) -テトラヒドロ-1, 4-オキサジン

静脈血管薬エキス

大腸菌死菌

パラフレボン

メリロートエキス

(4) デーデルライン桿菌

(5) その他

泌尿生殖器官用剤の有効成分として用いられている成分であつて、これまで明示されたもの以外のもの

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を標榜するものを含む。